

立山・大山地区景観づくり重点地域（特定行為の届出）

富山県では、景観づくりを推進するうえで重要な地域を「景観づくり重点地域」として指定しています。

景観づくり重点地域では、景観づくりに関する基本計画（重点地域基本計画）及び景観づくりを図るうえで配慮すべき事項について基準（景観づくり基準）を定め、建築等の行為（特定行為）を行う際に 事前届出を求めています。

◇対象地域 立山・大山地区景観づくり重点地域
◇提出部数 2部
◇届出期限 30日前まで

※届出様式等は、県HP「立山・大山地区景観づくり重点地域」における特定行為の届出制度」からダウンロード可能です。

※町への大規模行為の届出を提出される場合は、特定行為の届出は不要です。

【問合せ先】

富山県 建築住宅課 景観係
TEL 076-444-9661
FAX 076-444-4423

【書類提出先】

立山町 建設課 建築住宅係
TEL 076-462-9975
FAX 076-463-6611

